

入院・通院・手術にかかる

給付確認チェックシート

自治労
団体生命共済

多くの組合員にご愛顧いただいております自治労団生は、きめ細かな保障を家計に優しい掛金で、組合員とご家族の生活を幅広くサポートしています。1年更新なのでライフステージにあわせて、毎年保障の内容を見直すことができ、また充実した保障内容となっています。いま一度、下記の給付確認チェックシートをご覧ください。給付漏れが無いかがご確認ください。なお給付の請求期間は、支払事由の発生した日の翌日から3年間です。給付申請用紙はダウンロードいただくか、共済サービスセンターまでご依頼ください。



おけがですか？ ご病気ですか？

おけがの場合

ご病気の場合

入院は？

入院は？

した

していない

した

していない

Point

入院は初日から給付対象です。通院給付は入院日数によって給付限度日数が変わります。

ケガで入院した場合、事故発生日を含めて180日以内に開始した1回の入院に対し、初日から180日分を限度に「**傷害入院給付金**」をお支払します。「**傷害入院給付金**」が支払われる場合、事故発生日を含めて入院開始前の前日までの通院、および退院日の翌日から180日の間の通院に対して、それぞれ「**入院前事故通院共済金**」「**退院後事故通院共済金**」をお支払します。支払日数の限度は次の通り。

- **1回の入院が連続して5日以上**のとき
入院前と退院後の通院を通算して、初日から60日分を限度
- **1回の入院日数が連続して4日以下**のとき
入院前と退院後の通院を通算して、初日から30日分を限度（日帰り入院を含む）。

Point

ケガの場合、通院のみでも5日以上通院していれば給付対象です。

ケガで入院を伴わない通院は、事故発生日から180日以内に5日以上通院をした場合、「**通院共済金**」の支払対象となります。1回の事故の支払日数は、事故発生日から180日以内の期間の通院について、初日から30日分が限度です。

なお、**5日未満の通院は支払対象外**ですが、手足の指や鼻・顎・歯牙以外の骨折で、固定具をした場合は、固定具をはめている期間を「**通院**」とみなす場合があります。詳しくは共済サービスセンターにお問い合わせください。

Point

入院は初日から給付対象です。連続5日以上入院された場合は、退院後の通院も給付対象です。

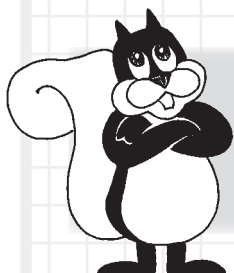
病気で入院した場合、疾病の治療を目的とした1回の入院に対し、初日から180日分を限度に「**病気入院給付金**」をお支払します。

なお、悪性新生物、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患の成人病の治療による入院の場合は、5日目から360日分を限度に「**成人病入院共済金**」をお支払します（5日目から180日目までは「**病気入院共済金**」に加算してお支払します）。

「**病気入院給付金**」が支払われる入院が連続して5日以上となったとき、退院後の翌日から180日の間の通院に対して、1回の入院について初日から60日分を限度に「**退院後病気通院共済金**」をお支払します。

Point

病気の場合、通院のみは給付対象外です。



手術を
された場合

対象の手術がお支払対象の手術であれば、定められた倍率に応じて「**手術共済金**」をお支払します。入院の可否は問いません。入院を伴わない日帰り手術を受けた場合は、診断書を医療機関に依頼する前に、「手術名」と「手術コード」（アルファベットのKから始まる5桁の数字）を病院で確認し、市職共済サービスセンターまでお問い合わせください。

詳しくは、「**じちろうセット共済**」パンフレットをご覧ください。

ご不明な点があれば、

市職共済サービスセンター

にお問い合わせ下さい。

フリーダイヤル **0120-079-431**

(9:30~13:30/14:00~19:00)